

●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年8月25日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃農業改良普及センター	平成29年4月7日
水産試験場（赤潮研究所）	平成29年4月13日
農業試験場	平成29年4月14日
畜産試験場	平成29年4月19日
東部家畜保健衛生所	〃
東讃土地改良事務所	平成29年6月19日
中讃土地改良事務所	〃
西讃土地改良事務所	〃
農業生産流通課	平成29年7月6日
畜産課	〃
水産課（海区漁業調整委員会事務局）	〃
農業経営課	平成29年7月18日
農村整備課	〃
農政課（組合検査指導室）	平成29年7月19日
土地改良課	〃
中讃農業改良普及センター	平成29年8月4日
西讃農業改良普及センター	〃
農業大学校	〃
西部家畜保健衛生所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 現金を領収したときは、当該領収をした日に現金受払簿に登記する必要があった。

(農業大学校)

(イ) 代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿への登記が漏れているものがあった。

(農業大学校)

(ウ) 県主催のイベントの参加会費について、私人である当該イベント開催業務受託者に収納をさせていた。(農業生産流通課)

イ 支出について

(ア) 機械製作業務委託契約書で契約日付の記載が漏れているものがあり、その執行伺書でも日付が記入されていなかった。(農業試験場)

(イ) お茶の購入について、物品購入伺が作成されていなかった。(土地改良課)

(ウ) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものや、承認を受けて出張をしているにもかかわらず旅費が支給されていないものがあった。(農業大学校)

(エ) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けて出張しているにもかかわらず、旅費が支給されていないものがあった。(東部家畜保健衛生所)

ウ 物品について

(ア) 廃棄時に作成した廃棄農薬等一覧と毒物劇物管理簿の廃棄処分量が一致していなかった。(農業試験場)

(イ) 軽貨物自動車について、12か月法定点検をしていないものがあった。(農業試験場)

(ウ) 借り入れた物品について、借入品出納保管簿への登記をしていないものがあった。(東部家畜保健衛生所)

(3) 検討指示事項

ア 契約について

オリーブ牛及びオリーブ豚に係る販売促進強化対策事業について、業務内容が不明瞭なまま委託しており、実施方法の見直しを検討する必要がある。(畜産課)